



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和6年3月26日（火） 第10185号

目次

	ページ
規 則	
○群馬県狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則（食品・生活衛生課）	2
○群馬県遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則（蚕糸園芸課）	2
○群馬県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則（労働政策課）	2
告 示	
○群馬県文化財保護条例施行規則第31条の規定による指定、登録、認定及び選定の基準（文化財保護課）	5
○解除保安林（森林保全課）	12
○道路の区域変更（道路管理課）	12
○道路の供用開始（同）	13
○道路の区域変更（同）	13
○道路の供用開始（同）	13
○同	14
○令和6年度及び令和7年度において県が発注する物件の製造契約及び物件の購入契約並びにその他の契約の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等の告示（会計管理課）	14
公 告	
○肥料の登録（技術支援課）	20
○公営住宅法第47条第2項の規定による公告（住宅政策課）	20
教育委員会規則	
○群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則（学校人事課）	21
○群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（同）	21
人事委員会規則	
○群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	21

規則

群馬県狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第十四号

群馬県狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則

群馬県狂犬病予防法施行細則(昭和四十年群馬県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表動物愛護センター北部犬抑留所の項及び動物愛護センター西部犬抑留所の項を削り、同表動物愛護センター東部犬抑留所の項の次に次のように加える。

渋川犬抑留所

渋川保健福祉事務所内

別表藤岡犬抑留所の項の次に次のように加える。

富岡犬抑留所

富岡保健福祉事務所内

附則

この規則は、公布の日から施行する。

群馬県遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第十五号

群馬県遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

群馬県遊漁船業の適正化に関する法律施行細則(平成十五年群馬県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

第四条中「第十九条第二項」を「第二十一条第二項」に改める。

第五条中「第八条」を「第九条」に、「群馬県農政畜産系園芸課」を「群馬県農政部内」に改める。

別記様式第三号及び別記様式第四号中「海19※海1通」を「海21※海1通」に改める。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

群馬県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第十六号

群馬県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則

群馬県職業訓練手当支給規則(昭和四十一年群馬県規則第八十号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「別記様式第一号」の下に「及び訓練手当に係る個人番号(マイナンバー)申告書(別記様式第一号の二)」を、「において」の下に「訓練手当受給資格認定申請書(別記様式第一号)の提出については」を加える。

別記様式第一号の次に次の一様式を加える。

別記様式第1号の2(第9条関係)

訓練手当に係る個人番号(マイナンバー)申告書

住 所													
ふりがな 氏 名													
生年月日	年 月 日												
マイナンバー (12桁)	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>												
使用目的	訓練手当の受給資格の認定及び手当支給に関する事務、生活保護の実施に関する事務、中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務												

【備 考】

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

■ 告 示

◎群馬県告示第82号

群馬県文化財保護条例施行規則（令和2年群馬県規則第45号）第31条の規定による指定、登録、認定及び選定の基準を次のとおり定め、令和6年4月1日から施行する。

なお、文化財保護条例施行規則第31条の規定による指定等の基準（令和2年群馬県告示第161号）は、令和6年3月31日限り廃止する。

令和6年3月26日

群馬県知事 山本 一 太

第1 群馬県指定重要文化財の指定基準

1 絵画彫刻の部

- (1) 各時代の遺品のうち製作優秀で群馬県の文化史上貴重なもの
- (2) 群馬県の絵画、彫刻史上特に意義のある資料となるもの
- (3) 題材、品質、形状又は技法等の点で顕著な特異性を示すもの
- (4) 特殊な作者、流派又は地方様式等を代表する顕著なもの
- (5) 舶載品、移入品で群馬県の文化にとって特に意義のあるもの

2 工芸品の部

- (1) 各時代の遺品のうち製作が特に優秀なもの
- (2) 群馬県の工芸史上又は文化史上特に貴重なもの
- (3) 形態、品質、技法又は用途等が特異で意義の深いもの
- (4) 舶載品、移入品で群馬県の工芸史上に意義深く、密接な関連を有するもの

3 書跡、典籍の部

- (1) 書跡類は、宸翰^{しんかん}、和漢名家筆跡、古筆、墨跡^{ぼくじょう}、法帖^{ほうじょう}等で、群馬県の書道史上の代表と認められるもの又は群馬県の文化史上貴重なもの
- (2) 典籍類のうち写本類は、和書、漢籍、仏典及び洋書の原本又はこれに準じる写本で群馬県の文化史上貴重なもの
- (3) 典籍類のうち版本類は、印刷史上の代表で群馬県の文化史上貴重なもの
- (4) 書跡類、典籍類で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- (5) 舶載品、移入品で群馬県の文化にとって特に意義のあるもの

4 古文書の部

- (1) 古文書類は、群馬県の歴史上重要と認められるもの
- (2) 日記、記録類（絵図、系図類を含む。）は、その原本又はこれに準ずる写本で群馬県の文化史上貴重なもの
- (3) 木簡、印章、金石文等は、記録性が高く、学術上重要と認められるもの
- (4) 古文書類、日記、記録類等で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- (5) 舶載品、移入品で群馬県の歴史上特に意義のあるもの

5 考古資料の部

- (1) 土器、石器、木器、骨角牙器、玉その他縄文時代及びそれ以前の遺物で学術的価値の特に高いもの
- (2) 銅鐔^{たぐ}、銅剣^{ほこ}、銅鉾^{ほこ}その他弥生時代の遺物で学術的価値の特に高いもの
- (3) 古墳の出土品その他古墳時代の遺物で学術的価値の特に高いもの

- (4) 官衙跡、寺院跡、墓、経塚等の出土品その他飛鳥、奈良時代以後の遺物で学術的価値の特に高いもの
- (5) 舶載品、移入品で群馬県の歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の特に高いもの

6 歴史資料の部

- (1) 政治、経済、社会、文化等群馬県の歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの
- (2) 群馬県の歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの
- (3) 群馬県の歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- (4) 舶載品、移入品で群馬県の歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の特に高いもの

7 建造物の部

建築物(社寺、城郭、住宅、公共施設等)及びその他の工作物(橋梁、石塔、鳥居等)の各時代建造物遺構及びその部分並びに建造物の模型、厨子、仏壇等で建築的技法になるもののうち次の各号のいずれかに該当するもの

- (1) 意匠的に優秀なもの
- (2) 技術的に優秀なもの
- (3) 歴史的価値の高いもの
- (4) 学術的価値の高いもの
- (5) 流派的又は地方的特色において顕著なもの

第2 群馬県指定重要無形文化財の指定基準

1 芸能関係

音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち次の各号のいずれかに該当するもの

- (1) 芸術上価値の高いもの
- (2) 芸能史上特に重要な地位を占めるもの
- (3) 芸術上価値が高く、又は芸能史上重要な地位を占め、かつ、地方的又は流派的特色が顕著なもの

2 工芸技術関係

陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち次の各号の一に該当するもの

- (1) 芸術上価値の高いもの
- (2) 工芸史上特に重要な地位を占めるもの
- (3) 芸術上価値が高く、又は工芸史上重要な地位を占め、かつ、地方的特色が顕著なもの

第3 群馬県指定重要無形文化財の保持者又は保持団体の認定基準

1 保持者

- (1) 群馬県指定重要無形文化財に指定される芸能又は工芸技術を高度に体现できる者
- (2) 芸能又は工芸技術を正しく体得し、かつ、これに精通している者
- (3) 2人以上の者が一体となって芸能又は工芸技術を高度に体现している場合において、これらの者が構成している団体の構成員

2 保持団体

芸能又は工芸技術の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該芸能又は工芸技術を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのある団体

第4 群馬県指定重要有形民俗文化財の指定基準

- 1 次に掲げる有形の民俗文化財のうちその形態、製作技法、用法等において群馬県民の基盤的な生活文化の特

色を示すもので典型的なもの

- (1) 衣食住に用いられるもの 例えば、衣服、装身具、飲食用具、光熱用具、家具調度、住居等
- (2) 生産、生業に用いられるもの 例えば、農具、漁猟用具、工匠用具、紡織用具、作業場等
- (3) 交通、運輸、通信に用いられるもの 例えば、運搬具、舟、車、飛脚用具、関所等
- (4) 交易に用いられるもの 例えば、計算具、計量具、看板、鑑札、店舗等
- (5) 社会生活に用いられるもの 例えば、贈答用具、警防用具、刑罰用具、若者宿等
- (6) 信仰に用いられるもの 例えば、祭祀具、法え会具、奉納物、偶像類、呪術用具、社し祠等
- (7) 民俗知識に関して用いられるもの 例えば、暦類、卜ぼく占用具、医療具、教育施設等
- (8) 民俗芸能、娯楽、遊戯に用いられるもの 例えば、衣裳、道具、楽器、面、人形、玩具、舞台等
- (9) 人の一生に関して用いられるもの 例えば産育用具、冠婚葬祭用具、産屋等
- (10) 年中行事に用いられるもの 例えば、正月用具、節供用具、盆用具等

2 前項各号に掲げる有形の民俗文化財の収集でその目的、内容等が次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの

- (1) 歴史的変遷を示すもの
- (2) 時代的特色を示すもの
- (3) 地域的特色を示すもの
- (4) 生活階層の特色を示すもの
- (5) 職能の様相を示すもの

第5 群馬県指定重要無形民俗文化財の指定基準

1 風俗習慣のうち次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの

- (1) 由来、内容等において群馬県民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの
- (2) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの

2 民俗芸能のうち次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの

- (1) 芸能の発生又は成立を示すもの
- (2) 芸能の変遷の過程を示すもの
- (3) 地域的特色を示すもの

3 民俗技術のうち次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの

- (1) 技術の発生又は成立を示すもの
- (2) 技術の変遷の過程を示すもの
- (3) 地域的特色を示すもの

第6 群馬県指定史跡名勝天然記念物の指定基準

1 史跡

次に掲げるもののうち群馬県の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において、学術上価値のあるもの

- (1) 貝塚、集落跡、古墳その他これらに類する遺跡
- (2) 国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
- (3) 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡
- (4) 学校、研究施設、文化施設その他教育・学術・文化に関する遺跡
- (5) 医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡
- (6) 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡

- (7) 墳墓及び碑
- (8) 旧宅、園池その他特に由緒のある地域の類
- (9) 外国及び外国人に関する遺跡

2 名勝

次に掲げるもののうち群馬県の優れた国土美として欠くことのできないものであって、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、名所のあるいは学術的価値の高いもの、また人文的なものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの

- (1) 公園、庭園
- (2) 橋梁、築堤
- (3) 花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所
- (4) 鳥獣、魚虫などの棲息する場所
- (5) 岩石、洞穴
- (6) 峡谷、瀑布、溪流、深淵
- (7) 湖沼、湿原、浮島、湧泉
- (8) 火山、温泉
- (9) 山岳、丘陵、高原、平原、河川
- (10) 展望地点

3 天然記念物

次に掲げる動植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、群馬県の自然を記念するもの

(1) 動物

- ア 日本特有の動物で著名なもの及びその棲息地
- イ 特有の産ではないが、日本著名の動物としてその保存を必要とするもの及びその棲息地
- ウ 自然環境における特有の動物又は動物群聚
- エ 日本に特有な畜養動物
- オ 家畜以外の動物で海外よりわが国に移殖され現時野生の状態にある著名なもの及びその棲息地
- カ 特に貴重な動物の標本

(2) 植物

- ア 名木、巨樹、老樹、畸形木、栽培植物の原木、並木、社叢
- イ 代表的原始林、稀有の森林植物相
- ウ 代表的高山植物帯、特殊岩石地植物群落
- エ 泥炭形成植物の発生する地域の代表的なもの
- オ 洞穴に自生する植物群落
- カ 池泉、温泉、湖沼、河川等の珍奇な水草類、蘚苔類、微生物等の生ずる地域
- キ 着生草木の著しく発生する岩石又は樹木
- ク 著しい植物分布の限界地
- ケ 著しい栽培植物の自生地
- コ 珍奇又は絶滅に類した植物の自生地
- サ 特に貴重な植物の標本

(3) 地質鉱物

- ア 岩石、鉱物及び化石の産出状態

- イ 地層の整合及び不整合
- ウ 地層の褶曲^{しゅうきょく}及び衝上
- エ 生物の働きによる地質現象
- オ 地震断層など地塊運動に関する現象
- カ 洞穴
- キ 岩石の組織
- ク 温泉及びその沈澱物
- ケ 風化及び侵蝕^{しんしょく}に関する現象
- コ 硫気孔及び火山活動によるもの
- サ 氷雪霜の営力による現象
- シ 特に貴重な岩石、鉱物及び化石の標本

第7 群馬県登録有形文化財の登録基準

1 建造物以外の有形文化財

建築物以外の有形文化財のうち、原則として制作後五十年を経過したものであって歴史的若しくは系統的にまとまって伝存したものの又は系統的若しくは網羅的に収集されたものであり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの

- (1) 群馬県の文化史的意義を有するもの
- (2) 学術的価値を有するもの
- (3) 群馬県の歴史上の意義を有するもの

2 有形文化財(建造物)

建築物、土木構造物及びその他の工作物のうち、原則として建設後50年を経過し、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの

- (1) 群馬県の歴史的景観に寄与しているもの
- (2) 造形の規範となっているもの
- (3) 再現することが容易でないもの

第8 群馬県登録無形文化財の登録基準

1 芸能関係

保存及び活用のための措置が特に必要な演劇、音楽、舞踊その他の芸能のうち、次の各号のいずれかに該当するもの

- (1) 芸術上の価値の高いもの
- (2) 群馬県の芸能史上の意義を有するもの
- (3) 群馬県の芸能の成立又は変遷の過程を示すもの

2 工芸技術関係

保存及び活用のための措置が特に必要な陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち、次の各号のいずれかに該当するもの

- (1) 芸術上の価値の高いもの
- (2) 群馬県の工芸史上の意義を有するもの
- (3) 群馬県の工芸技術の成立又は変遷の過程を示すもの

3 生活文化関係

保存及び活用のための措置が特に必要な生活文化(文化芸術基本法(平成13年法律第148号)第12条

に規定する生活文化のうち無形の文化的所産をいう。以下同じ。）のうち、次の各号のいずれかに該当するもの

- (1) 芸術上の価値の高いもの
- (2) 群馬県の生活文化に係る歴史上の意義を有するもの
- (3) 群馬県の生活文化の成立又は変遷の過程を示すもの

第9 群馬県登録無形文化財の保持者又は保持団体の認定基準

1 芸能関係

(1) 保持者

登録無形文化財に登録される芸能（以下単に「芸能」という。）を体得し、かつ、これに精通している者

(2) 保持団体

芸能を体得し、かつ、これに精通している者が主たる構成員となっている団体

2 工芸技術関係

(1) 保持者

登録無形文化財に登録される工芸技術（以下単に「工芸技術」という。）を体得し、かつ、これに精通している者

(2) 保持団体

工芸技術を体得し、かつ、これに精通している者が主たる構成員となっている団体

3 生活文化関係

(1) 保持者

登録無形文化財に登録される生活文化を体得し、かつ、これに精通している者

(2) 保持団体

登録無形文化財に登録される生活文化を体得し、かつ、これに精通している者が主たる構成員となっている団体

第10 群馬県登録有形民俗文化財の登録基準

有形の民俗文化財うち、次の各号のいずれかに該当するもの

- (1) 形態、製作技法、用法等において群馬県の生活文化の特色を示すもので典型的なもの
- (2) 有形の民俗文化財の収集であって、その目的、内容等が歴史的変遷、時代的特色、地域的特色、技術的特色、生活様式の特色又は職能の様相を示すもの
- (3) 群馬県以外の人々に係る有形の民俗文化財又はその収集であって、群馬県の生活文化との関連を示すものうち重要なもの

第11 群馬県登録無形民俗文化財の登録基準

保存及び活用の措置が特に必要な風俗慣習、民俗芸能又は民俗技術のうち、次の各号のいずれかに該当するもの

- (1) 群馬県の基盤的な生活文化の特色を有するもの
- (2) 発生若しくは成立又は変遷の過程を示すもの
- (3) 地域の特色を示すもの
- (4) 時代の特徴をよく伝えているもの

第12 群馬県登録記念物の登録基準

1 遺跡関係

政治、経済、文化、社会に関する遺跡その他の遺跡のうち、原則として近代までのものであり、かつ、次の

各号のいずれかに該当するもの

- (1) 群馬県の歴史を理解する上で重要なもの
- (2) 群馬県の歴史の特徴を表しているもの
- (3) 群馬県の歴史上の人物等に関するもの

2 名勝地関係

公園、庭園その他の名勝地のうち、原則として人文的なものにあつては造成後50年を経過したもの又は自然的なものにあつては広く知られたものであり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの

- (1) 群馬県の造園文化の発展に寄与しているもの
- (2) 時代を特徴付ける造形をよく遺しているもの
- (3) 再現することが容易でないもの

3 動物、植物及び地質鉱物関係

動物、植物及び地質鉱物のうち、群馬県の成り立ち、自然の特徴又は人と自然の関わりを知る上で重要なものであり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの

- (1) 群馬県において作り出された飼養動物及び飼育地
- (2) 群馬県において作り出された栽培植物及び生育地
- (3) 動物、植物並びに岩石、鉱物及び化石の標本
- (4) 前3号に掲げるもの以外の群馬県独特の自然物又は自然現象

第13 群馬県選定保存技術の選定基準

1 有形文化財関係

- (1) 有形文化財、有形の民俗文化財又は記念物の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能のうち修理、復旧、復元、模写、構造等に係るもの(次号において「有形文化財等の修理等の技術等」という。)
- (2) 有形文化財等の修理等の技術等の表現に欠くことのできない材料の生産、製造等又は用具の製作、修理等の技術又は技能で保存の措置を講ずる必要のあるもの

2 無形文化財関係

無形文化財又は無形の民俗文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能のうち芸能、芸能の技法若しくは工芸技術又は民俗芸能の表現に欠くことのできない用具の製作、修理等又は材料の生産、製造等の技術又は技能で保存の措置を講ずる必要のあるもの

第14 群馬県選定保存技術の保持者又は保存団体の認定基準

1 保持者

群馬県選定保存技術に選定される技術又は技能を正しく体得し、かつ、これに精通している者

2 保存団体

群馬県選定保存技術又は技能を保存することを主たる目的とする団体(財団を含む。)で当該技術又は技能の保存上適当と認められる事業を行うもの

第15 記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択基準

1 芸能関係

音楽、舞踊、演劇その他の芸能及びこれらの芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法のうち、群馬県の芸能の変遷の過程を知る上に貴重なもの

2 工芸技術関係

陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち群馬県の工芸技術の変遷の過程を知る上に貴重なもの

第16 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択基準

- 1 風俗慣習のうち次の各号のいずれかに該当し、重要なもの
 - (1) 由来、内容等において群馬県民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの
 - (2) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの
- 2 民俗芸能のうち次の各号のいずれかに該当し、重要なもの
 - (1) 芸能の発生又は成立を示すもの
 - (2) 芸能の変遷の過程を示すもの
 - (3) 地域的特色を示すもの
- 3 無形の民俗文化財のうち前項には該当しないが、群馬県指定重要有形民俗文化財の特質を理解するため特に必要なもの

◎群馬県告示第83号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和6年3月26日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 解除に係る保安林の所在場所 吾妻郡嬭恋村大字鎌原字横笹1053の11421・1053の12305・1053の12307・1053の12318・1053の12320（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 解除の理由 国立公園事業用地とするため
「次の図」は、省略し、その図面を群馬県環境森林部森林局森林保全課及び嬭恋村役場に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第84号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月26日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一般国道	406号	高崎市下里見町字番場1201番の2地先から同市同字同1184番の3地先まで	前	23.3～27.6	15.2
			後	23.3～27.6	15.2

◎群馬県告示第85号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月26日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の日時
一般国道	406号	高崎市下里見町字番場1204番の6地先から同市同字八丁目886番の1地先まで	令和6年3月27日 午後3時

◎群馬県告示第86号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月26日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	前橋安中富岡線	高崎市浜川町字北城182番の7地先から同市下大島町字森田241番の1地先まで	前	8.0～32.0 15.3～91.7	3415.4 4760.3
			後	8.0～32.0 15.3～91.7	3415.4 4760.3

◎群馬県告示第87号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月26日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の日時
県道	前橋安中富岡線	高崎市本郷町字大カサ1460番の3地先から同市下里見町字番場1194番の5地先まで	令和6年3月27日 午後3時

◎群馬県告示第88号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県館林土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月26日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	今泉館林線	邑楽郡明和町上江黒358番の1地先から同郡同町同312番の1地先まで	令和6年3月28日

◎群馬県告示第89号

群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号）第170条の2、第180条及び第190条の3の規定に基づき、令和6年度及び令和7年度において県が発注する物件の製造契約及び物件の購入契約並びにその他の契約（工事請負並びに設計、測量及び地質調査の委託を除く。以下「物件の製造等の契約」という。）の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）及び資格を有するかどうかの審査（以下「資格審査」という。）の申請の方法等を次のとおり定め、令和6年4月1日から施行する。

なお、令和6年度及び令和7年度において県が発注する物件の製造契約及び物件の購入契約並びにその他の契約の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等の告示（令和5年群馬県告示第233号）（以下「旧告示」という。）は、令和6年3月31日限り廃止する。

令和6年3月26日

群馬県知事 山本 一 太

1 物件の製造等の契約の種類

物件の製造等の契約の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	大分類	小分類
物品の製造	印刷	活版印刷、グラビア印刷、オフセット印刷、フォーム印刷、封筒、製本、タイプオフ印刷、ダイレクト印刷、点字印刷
	地図・航空写真	地図製作、図面製作、写図、航空写真、その他の地図・航空写真
物品の販売	事務機器	事務用品、鋼製什器 ^{（イロ）} 、事務用家具、和洋紙、印章、OA機器、その他の事務機器
	教育機器	学校教材、教育機器、保育教材・遊具・玩具、教育用家具、その他の教育機器
	書籍	図書、雑誌・刊行物、映像ソフト
	理化学医薬・保健	理化学機器、計測機器、実験機器、測量機器、医療機器、X線フィルム、

機器	光学機器、介護用機器、AED、その他の理化学医薬・保健機器
薬品	医療用薬品、工業用薬品、農業用薬品、動物用薬品、ガス類、衛生用品、その他の薬品
電気・通信機器	電気器具、放送・通信用機器、家電製品、家電消耗品
産業用機械	産業用機械、建設用機械、工作用機械
農林業用機器	林業用機器、農業用機器
農林業用用品	種苗、肥料、飼料、園芸資材、花き類、その他の農林業用用品
車両類	自動車、二輪車、特殊自動車、自転車、自動車部品、タイヤ、船舶、ぎ装、消防用自動車、救急用自動車、軽自動車、警察用自動車、その他緊急自動車、その他特種用途自動車
燃料類	ガソリン・軽油、重油、灯油、燃料用ガス、薪炭、石油器具、その他の燃料類
厨房機器	調理台、流し台・洗面台、給湯器、調理機器、厨房用食器、ガス器具、その他の厨房機器
食料品	食料品、お茶、学校給食用食材
運動用品	運動用具、武道用品、キャンプ・登山用品、運動設備品、その他の運動用品
音楽用品	楽器・楽譜、レコード・音楽CD等、その他の音楽用品
百貨店	ギフト製品・百貨
繊維製品	制服、作業服・事務服、白衣、寝具類、帽子、その他の繊維製品
室内装飾品	カーテン、じゅうたん、ブラインド、椅子カバー、どん帳、暗幕、テント、シート類、家具類、木工製品製造、その他の室内装飾品
写真	写真機、撮影機、映写機、フィルム、写真材料、DPE、マイクロ写真機、青焼き、カラーコピー
記念品・時計	記章、カップ・トロフィー・楯、記念品、時計、貴金属、旗
荒物雑貨	家庭金物、荒物、雑貨類、手芸用品、かばん、ゴム・ビニール製品、陶磁器、作業靴、皮革製品、洗面・衛生用品
看板・展示品	看板・掲示板、横断幕、模型、ステッカー類
道路標識	道路標識、カーブミラー、バリケード、保安灯
工食用材料	アスファルトコンクリート、木材、建築金物、工具、塗料、生コン・セメント、砕石・砂利、仮設資材、電線、その他の工食用材料
コンクリート製品	ヒューム管、パイプ、道路・下水道用品、陶管、PC板、ブロック、その他のコンクリート製品
鉄鋼・非鉄鋼製品	鋼材、鋼管、ガードレール、パイプ、鉄蓋、鋳鉄品、鉛管、ビニール管、その他の鉄鋼・非鉄鋼製品
警察・消防用品	鑑識用機材、警察用品、防災用品、消防ポンプ、ホース、消火器・消火器薬剤、救急用機器、消防用機器、消防用被服、備蓄食料、その他の警察・消防用品
水道用品	水道用特殊部品、水処理薬剤、資材、水道メーター、その他の水道用品

	特殊物品	清掃工場用物品、選挙用品、斎場用物品、美術品、ペット用品、大型遊具、その他の特殊物品
	電力	電力(販売)
	その他の物品	上記のいずれにも属さない物品
役務等の提供	清掃	建物清掃、貯水槽・高架水槽の清掃、除草、樹木剪定、管渠清掃、道路・水路清掃、下水道維持・管理、浄化槽清掃、沈澱槽・分離槽清掃、除雪、その他の清掃
	警備・受付・案内	有人警備、交通誘導、機械警備、プール監視、施設受付・案内、コールセンター・電話交換
	消毒・害虫駆除	ねずみ・蜂類等、シロアリ、松くい虫、くん蒸、その他の消毒・害虫駆除
	保守管理	施設管理、施設・設備運転管理、駐車場管理、道路等管理、電気設備、通信・放送設備、舞台装置、昇降機、空調・衛生設備、消防・防災設備、事務用機器、遊具・体育器具、浄化槽管理、自動ドア、医療機器、シャッター設備、その他の機械設備、その他の保守管理
	クリーニング	クリーニング・ランドリー、リネンサプライ、寝具丸洗い・乾燥・消毒
	廃棄物処理	一般廃棄物収集運搬、一般廃棄物処分、産業廃棄物収集運搬、産業廃棄物処分、特別管理産業廃棄物収集運搬、特別管理産業廃棄物処分、その他の廃棄物処理
	運搬業務	旅客運送、貨物運送、旅行企画、倉庫、美術品運搬、その他の運搬業務
	情報処理	システム開発・保守、データ作成・入力、その他の情報処理
	検査・分析・調査	環境関係調査、環境計量証明、世論調査、市場調査、交通調査、地域計画調査、調査・研究(シンクタンク)、測量、文化財調査、アンケート調査、漏水調査、財務分析、その他の検査・分析・調査
	イベント・企画・デザイン・制作	イベントの企画・運営、会場設営・撤収、デザイン、ビデオ作製、番組の企画・制作、映像音響ソフト制作、ホームページ制作、広告代理、看板標識作製・設置、写真・マイクロフィルム、文化財等複製作製、その他のイベント・企画・デザイン・制作
	研修・講習	研修・講習
	事務処理	筆耕等事務補助、不動産関係事務・業務、速記、議事録調製業務、封入封緘業務、その他の事務処理
	人材派遣	労働者派遣
	リース・レンタル	事務用機器(リース)、情報機器(リース)、産業・建設機器(リース)、医療機器(リース)、ボイラー機器(リース)、電算システム(リース)、自動車(リース)、イベント用品(リース)、動植物(リース)、その他(リース)、事務用機器(レンタル)、情報機器(レンタル)、産業・建設機器(レンタル)、医療機器(レンタル)、ボイラー機器(レンタル)、電算システム(レンタル)、自動車(レンタル)、イベント用品(レンタル)、動植物(レンタル)、その他(レンタル)
	医療福祉	福祉サービス業務、給食サービス業務、検診・予防接種・各種医療検査、その他の医療福祉
車両整備	自動車整備、機械整備	

	その他	ピアノの調律、畳関係、自動車保険、損害保険、森林整備、料金徴収、翻訳、通訳、その他の業務
	再生資源化	再生資源化
物品の購入	資源回収	鉄くず、非鉄金属くず、古紙、ビン類、ペットボトル、古物、火葬残骨灰、自動車、自転車、電気・電子機器、その他の資源回収
	電力	電力(購入)

2 競争入札に参加することができる者 競争入札に参加することができる者は、5により申請を行い、3に掲げる審査項目及び7に掲げる添付書類について資格審査を受け、資格を有すると認められた者(以下「資格者」という。)とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、申請を行うことができない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当する者(同令第167条の4第1項の規定に該当する者で契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。)

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当することにより資格を付与しないこととされた期間を経過しない者

(3) 納付すべき税に未納のある者

3 審査項目

(1) 申請を行う日(以下「審査基準日」という。)の直近2年間の各事業年度(個人にあつては、各事業年)における物件等の年平均の生産額又は販売額

(2) 審査基準日の直前の事業年度(個人にあつては、事業年)の決算(以下「直前決算」という。)における自己資本金額

(3) 審査基準日の前日における従業員数

(4) 物品の製造に係る事業を営んでいる者にあつては、直前決算における機械設備等の額(機械装置類、運搬器具、工具その他備品の合計額)

(5) 直前決算における流動比率(流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表したもの)

(6) 審査基準日の前日までの営業年数

4 資格審査の方法 資格を有するかどうかは、物件の製造等の契約の種類に従い、3に掲げる審査項目及び7に掲げる添付書類を審査した結果を総合的に勘案して決定するものとする。

5 申請の方法 資格審査を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、ぐんま電子入札共同システム(<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>)を使用し、物件等競争入札参加資格審査申請(以下「電子申請」という。)を知事に行わなければならない。

6 申請の受付期間 令和6年4月1日(月)から令和7年9月12日(金)までとする。

7 添付書類 申請者は、申請と同時に、次に掲げる書類を提出しなければならない。

なお、様式は、群馬県ホームページに掲載されている令和6・7年度物品役務の競争入札参加資格申請に係る個別添付書類様式集(随時申請)に掲載されているものを使用すること。ただし、同様式集に掲載されていない書類の様式は、任意とする。

(1) 法人にあつては登記簿謄本又は登記事項証明書、個人にあつては市町村長が発行した身分証明書(審査基準日から3月以内に発行されたもの。写し可。)

(2) 納税証明書(審査基準日から3月以内に発行されたもの。写し可。法人にあつては法人税、消費税及び地方消費税並びに県税、個人にあつては所得税、消費税及び地方消費税並びに県税に関するもの。なお、同時に他

の県内市町村に申請する場合は、申請する市町村の市町村税に関するものを含む。))

- (3) 財務諸表(審査基準日の直近2年間の各事業年度の決算に関するもので、法人の場合のみ提出する。)
- (4) 確定申告書等の写し(審査基準日の直近2年間の各事業年に関するもので、個人の場合のみ提出する。)
- (5) 営業に許可、認可又は届出を必要とする場合は、これを証明する書類の写し
- (6) ISO認証を取得している場合は、登録証の写し
- (7) 申請を行政書士に委任する場合は、行政書士委任状
- (8) 入札、契約、代金の請求、領収等を代理人に委任する場合は、委任通知書
- (9) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第1項の規定による障害者雇用義務がある場合は、障害者雇用状況報告書(所管公共職業安定所の受付印が押されたもの)の写し
- (10) 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項の規定による障害者雇用義務がない場合は、障害者雇用に関する申告書
- (11) 従業員数が100人以下であり、かつ、群馬県内に本店又は委任先営業所を置く者で次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第12条第4項に規定する一般事業主行動計画の作成及び届出を行ったものは、一般事業主行動計画策定・変更届(所管労働局の受付印が押され、かつ、一般事業主行動計画の計画期間に申請日が含まれたもの)の写し
- (12) 群馬県いきいきGカンパニー認証制度の認証を受けた者は、群馬県いきいきGカンパニー認証書の写し(認証書の認証期間に審査基準日が含まれたもの)
- (13) 群馬県内に本店又は委任先営業所を置く者で群馬県環境GS認定制度の認定を3年以上継続して受けたものは、環境GS認定制度認定書の写し
- (14) 群馬県内に本店又は委任先営業所を置く者でエコアクション21認証・登録制度の認証・登録を受けたものは、エコアクション21認証・登録証の写し
- (15) 職員又は役員に消防団員がいる場合は、消防団在籍に関する証明書
- (16) 従業員が100人以下であり、かつ、群馬県内に本店又は委任先営業所を置く者で女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第8条第7項に規定する一般事業主行動計画の作成及び届出を行ったものは、一般事業主行動計画策定・変更届(所管労働局の受付印が押され、かつ、一般事業主行動計画の計画期間に審査基準日が含まれたもの)の写し
- (17) 群馬県内に本店又は委任先営業所を置く者で協力雇用主として申請日から過去2年間において3か月以上保護観察対象者等を雇用した場合は、前橋保護観察所長が発行する証明書

8 電子申請及び添付書類に使用する言語等

- (1) 電子申請は、日本語により行わなければならない。電子申請に使用できる漢字は、JIS第1水準及び第2水準とする。申請内容においてこれ以外の漢字を使用している場合は、使用可能な他の漢字又はひらがなに置き換えるものとする。
- (2) 7(3)の財務諸表は、日本語により作成しなければならない。

なお、その他の書類で外国語により記載してあるものは、その日本語による訳文を付記し、又は添付しなければならない。

- (3) 電子申請及び添付書類の金額表示は、日本円でしなければならない。

なお、日本円への換算に当たっては、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率の例によるものとする。

9 資格審査の結果の通知 知事は、資格審査の結果、認定を決定したときは、申請者にぐんま電子入札共同システムを使用して通知するものとする。

- 10 資格の有効期間 資格の有効期間は、資格認定日から令和8年3月31日までとする。
- 11 営業の廃止等の届出 申請者は、申請を行った後、次に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合は、速やかに、その旨をぐんま電子入札共同システムを使用して届け出なければならない。
- なお、届出に当たり、7に掲げる書類のうち関係する書類を提出するものとする。
- (1) 営業を廃止し、又は休止したとき。
 - (2) 所在地又は住所を変更したとき。
 - (3) 電話番号、FAX番号又はメールアドレスを変更したとき。
 - (4) 商号又は名称を変更したとき。
 - (5) 代表者の変更があったとき。
 - (6) 代理人の変更があったとき。
- 12 資格の取消し等 知事は、資格者が次に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合は、当該資格を取り消し、又は当該事実があった後3年間を限度として資格を付与しないことができる。資格を取り消された者又は資格の付与がない者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する資格者についても、また同様とする。
- (1) 営業を廃止し、又は休止した者
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の1第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者（同令第167条の4第1項の規定に該当する者で契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）
 - (3) 電子申請又は添付書類に虚偽の事実を記録し、又は記載したことにより資格を取得した者
 - (4) 物件の製造等の契約の履行に当たり、故意に物件の製造を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (5) 競争入札において、公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (6) 落札者が契約を締結すること又は契約を履行することを妨げた者
 - (7) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (8) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (9) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- 13 資格の取消し等の通知 知事は、12の規定により資格を取り消したとき又は資格を付与しないこととしたときは、その旨を該当者に通知するものとする。
- 14 申請情報の取扱い
- (1) 各申請者から申請された内容（以下「申請情報」という。）については、資格審査後、その一部（本社又は委任先営業所の基本情報（商号又は名称、法人番号、代表者氏名、郵便番号、所在地及び電話番号）、格付等級、資格区分及び営業品目）について公開する。
 - (2) 申請情報について、暴力団との関係の有無を関係機関に照会することがある。
- 附 則
- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。
 - 2 この告示の施行の日前に旧告示に基づき資格審査の申請を行い、知事が資格を有すると認めた者については、旧告示の規定は、この告示の施行後もなおその効力を有する。

■ 公 告

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により、次のとおり肥料を登録したので、法第16条第1項の規定により公告する。

令和6年3月26日

群馬県知事 山本 一 太

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の名称及び住所	有効期限
群馬県登録第10014号	菌体りん酸肥料	菌体りん酸肥料 ネオソイルP	窒素全量 2.5 りん酸全量 2.5	法3条第1項の規定による公定規格のとおり	国土緑化株式会社 群馬県前橋市富士見町赤城山1204番地の435	令和9年3月17日

群馬県住宅供給公社がみどり市営住宅及び共同施設の管理を行うことについて、次のとおり通知があった。

令和6年3月26日

群馬県知事 山本 一 太

公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第47条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和6年3月26日

群馬県住宅供給公社 理事長 中 島 聡

- 1 みどり市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行う者 群馬県住宅供給公社
- 2 1で定める者が管理を行う市営住宅等 みどり市営住宅設置条例（平成18年みどり市条例第170号）別表に掲げる市営住宅
- 3 1で定める者が行う市営住宅等の管理の内容 法第3章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）に基づいて市営住宅等の管理を行うこと。
- 4 1で定める者が市営住宅等の管理を行う期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

教育委員会規則

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十六日

群馬県教育委員会教育長 平田郁美

群馬県教育委員会規則第八号

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則(昭和三十五年群馬県教育委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

附則中第二十四項を第二十五項とし、第二十一項から第二十三項までを一項ずつ繰り下げ、第二十項の次に次の一項を加える。

21 条例附則第十一項の規定の適用を受ける学校職員に対する第二十八条の十一の規定の適用については、当分の間、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十六日

群馬県教育委員会教育長 平田郁美

群馬県教育委員会規則第九号

群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成六年群馬県教育委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第八条の三第四項第一号中「次号」の下に「及び第三号」を加え、「次に掲げる」を「次に定める」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 当該年度の前年度において地方公営企業労働関係法適用職員等であった者であつて引き続き当該年度に新たに学校職員となったもの又は当該年度の前年度において公益的法人等派遣職員であった者であつて引き続き当該年度に職務に復帰したもののうち年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数が暦年により定められていた学校職員 次に掲げる場合に応じ、次に定める日数
イ 四月一日から十二月三十一日までの間に学校職員となった場合 四十日の範

囲内で、二十五日に学校職員となった年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数(当該残日数が二十日を超える場合にあっては、二十日)を加えて得た日数から、学校職員となった年の一月一日から学校職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数

ロ 一月一日から三月三十一日までの間に学校職員となった場合 基本日数に学校職員となった年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数(当該残日数が二十日を超える場合にあっては、二十日)を加えて得た日数から、学校職員となった年の一月一日から学校職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数

第八条の三第五項を削り、同条第六項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とする。
第十二条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 前項本文に規定する休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができず。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

人事委員会規則

群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十六日

群馬県人事委員会委員長 森田均

群馬県人事委員会規則第七号

群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成六年群馬県人事委員会規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第八条の三第四項第一号中「次号」の下に「及び第三号」を加え、「次に掲げる」を「次に定める」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 当該年度の前年度において地方公営企業労働関係法適用職員等であった者であつて引き続き当該年度に新たに職員となったもの又は当該年度の前年度において公益的法人等派遣職員であった者であつて引き続き当該年度に職務に復帰したもののうち年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数が暦年により定められていた職員 次に掲げる場合に応じ、次に定める日数

イ 四月一日から十二月三十一日までの間に職員となった場合 四十日の範囲内で、二十五日に職員となった年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数(当該残日数が二十日を超える場合にあっては、二十日)を加えて得た日数から、職員となった年の一月一日から職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数

ロ 一月一日から三月三十一日までの間に職員となった場合 基本日数に職員となった年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数(当該残日数が二十日を超える場合にあっては、二十日)を加えて得た日数から、職員となった年の一月一日から職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数

第八条の三第五項を削り、同条第六項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とする。

第十二条第四項に次のただし書を加える。
ただし、当該休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
